平成２７年（フ）第１０９５７号
東京都中野区本町３丁目21－９－101
債務者　佐々木友子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９９６号
東京都葛飾区堀切１丁目23―20　星野第２マンション302
債務者　松下　照子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１００３号
東京都世田谷区船橋３丁目14―17―302
債務者　畠中　茂樹
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４号
東京都江東区東陽１丁目39番５－308号
債務者　阿部　忠勝
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０１６号
東京都狛江市西和泉１丁目３番503号
債務者　山田　三枝
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０２８号
東京都府中市八幡町２丁目４番地の１ウィン府中410
債務者　福井　　藍
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３４８号
愛知県岡崎市井田南町３番地８　フレストスクエア岡崎井田南町101
債務者　宮崎　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
栃木県那須郡那珂川町小川2913番地１　メゾンエトワールＡ棟103
債務者　村井　仁一
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第６１号
熊本県人吉市瓦屋町87番地２　クリスタルハウスＣ
債務者　髙山　量惠
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第６６０号
静岡県焼津市小土1250番地の２
債務者　内田　　武
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月29日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３４号
釧路市文苑２丁目15番19号　ポニーハイツ201号室
債務者　奈良　広太
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０８号
沖縄県うるま市石川東恩納990番地　県営東恩納団地１号棟303号室
債務者　神里　盛勇
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１０９号
沖縄県うるま市石川東恩納990番地　県営東恩納団地１号棟303号室
債務者　神里　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５２６号
静岡県浜松市東区貴平町310番地の２
債務者　宮本　逸次
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目15番31－202号　金城アパート
債務者　諸見里景子（旧姓国吉）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部